Rosa L.	七福神（しちふくじん）	中島均　岐阜県安八郡輪之内町四郷323	第23685号 平成23年6月23日
〃	マイブルースター	小山昭男　埼玉県南埼玉郡白岡町柴山464	第23803号 平成23年4月18日
〃	HARKLEMENT	Harkness New Roses Ltd. Cambridge Road, Hitchin, Herts, GB—SG4 0JT, United Kingdom	第24126号 平成23年4月18日
〃	HARLASSIE	〃	第24127号 平成23年4月18日
〃	HARMODE	〃	第24128号 平成23年6月6日
〃	HARPRESTO	〃	第24129号 平成23年4月18日
Verbena L.	WESVERROPE-A	Heinrich Westhoff Fresenhorst 22—24, 46354 Südlohn, Germany	第22169号 平成23年3月31日

○国土交通省告示第九百四十九号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五十九条第一項の規定により、次の登録試験機関の登録をしたので、同法第六十一条第三項において準用する同法第十条第一項の規定により、次のとおり公示する。

平成二十三年九月十四日

国土交通大臣　前田　武志

(1)　登録年月日　平成二十三年九月一日
(2)　登録番号　国土交通大臣　14
(3)　登録試験機関の氏名又は名称　財団法人東京都防災・建築まちづくりセンター
(4)　住所　東京都渋谷区渋谷二丁目十七番五号
(5)　代表者の氏名　戸田　敬里
(6)　登録の区分　平成十七年国土交通省告示第九百二十二号第一項第一号に掲げる区分
(7)　試験の業務を行う事務所の所在地　東京都渋谷区渋谷二丁目十七番五号
(8)　試験員の氏名　林　静雄、和泉　信之、北村　春幸、瀬尾和大、竹内　徹、畑中　宗憲、早川　光敬
(9)　役員の氏名　荒　正仁、大石田**久**宗、倉持　政宣、黒田清行、小嶋　勝衛、小林　崇男、齊藤　潔、戸田　敬里、藤井さやか、安藤　弘志、遠藤忠弘
(10)　試験の業務を行う部門の専任の管理者の氏名　松本　稔

○国土交通省告示第九百五十号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第五十一条の九の規定により、同法第五十一条の四第二項第二号に掲げる事項の変更の届出があったので、同法第五十一条の十九第二号の規定により、公示する。

平成二十三年九月十四日

国土交通大臣　前田　武志

一　登録番号　補・第10—㈡号
二　登録養成施設設置者の名称　財団法人全国建設研修センター
三　変更後の法人である場合の代表者の氏名　藤田　耕三
四　変更年月日　平成二十三年八月十一日

○国土交通省告示第九百五十一号

都市計画法施行規則（昭和四十四年建設省令第四十九号）第十九条の七の規定により財団法人全国建設研修センター理事長から登録講習機関の登録事項の変更の届出があったので、同規則第十九条の十六第二号の規定に基づき公示する。

平成二十三年九月十四日

国土交通大臣　前田　武志

変更に係る登録事項　・代表者の氏名
変更した事項　理事長　藤田　耕三

○海上保安庁告示第二百一号

航路標識の名称その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十三年九月十四日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称　鬼沢港東防波堤灯台
位置　岩手県大船渡市（鬼沢港東防波堤外端）
所在地　北緯　三九—〇五—二一
　　東経　一四一—四八—四二
変更した事項　名称　鬼沢港仮設灯浮標
位置　岩手県大船渡市（首埼灯台の西南西方約九・三キロメートル）
所在地　北緯　三九—〇五—二四
　　東経　一四一—四八—四五
塗色及び構造　緑色円筒形頭標一個付　緑色やぐら形
灯質　単閃緑光　毎三秒に一閃光
光度　実効光度一六カンデラ
光達距離　三・〇海里
明弧　削除
高さ　削除
変更年月日　平成二十三年八月五日
記事　一時変更

○海上保安庁告示第二百二号

航路標識の名称その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十三年九月十四日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称　門之浜港東防波堤灯台
位置　岩手県大船渡市（門之浜港東防波堤外端）
所在地　北緯　三八—五九—四〇
　　東経　一四一—四二—五九
変更した事項　名称　門之浜港仮設灯浮標
位置　岩手県大船渡市（碁石埼灯台の西北西方約二・四キロメートル）
所在地　北緯　三八—五九—三八
　　東経　一四一—四二—五六
塗色及び構造　赤色円すい形頭標一個付　赤色やぐら形
光度　実効光度四五カンデラ
光達距離　四・〇海里
明弧　削除
高さ　削除
変更年月日　平成二十三年八月八日
記事　一時変更

○海上保安庁告示第二百四号

航路標識の名称その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十三年九月十四日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称　長部港南防波堤灯台
位置　岩手県陸前高田市（長部港南防波堤外端）
所在地　北緯　三八—五九—三六
　　東経　一四一—三七—四七
変更した事項　光度　実効光度二五カンデラ
光達距離　三・五海里
高さ　地上から構造物の頂部まで一三メートル　平均水面上から灯火まで一八メートル
変更年月日　平成二十三年八月五日